

令和8年度 リノベーションまちづくり推進プロジェクト

募集要領

この要領は、「リノベーションまちづくり推進プロジェクト」を実施するにあたり、自治体からの提案を募集し、支援対象地区を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

本県では、人口減少が進行しており、中心市街地の空洞化や魅力の低下により、「まち」の賑わいが失われつつある。こうした中、多様な人々が集い、交流・滞在する空間を創り出す等、地域の個性を活かしたコンパクトなまちづくりを推進していく必要がある。

本プロジェクトは、持続可能なまちづくりに向け、官民連携で積極的に取り組む市町村を支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 概要

本プロジェクトは、自治体が抱える地域課題や地域資源の詳細な分析を行い、リノベーションまちづくりに必要とされる民間プレイヤーの発掘と育成を支援するものである。

(2) 県による支援内容

- ア 地域課題や地域資源の分析及び戦略立案に関する助言や提案
 - イ 民間プレイヤーの発掘と育成に関する助言や提案
 - ウ 民間プレイヤーへのヒアリング支援
 - エ 先進地視察に要する費用の負担
 - オ リノベーションまちづくりの普及啓発を目的とした講演会の開催
 - カ その他、本プロジェクトの推進に必要な各種調査
- ※上記内容は県がコンサルタント業務として発注する。

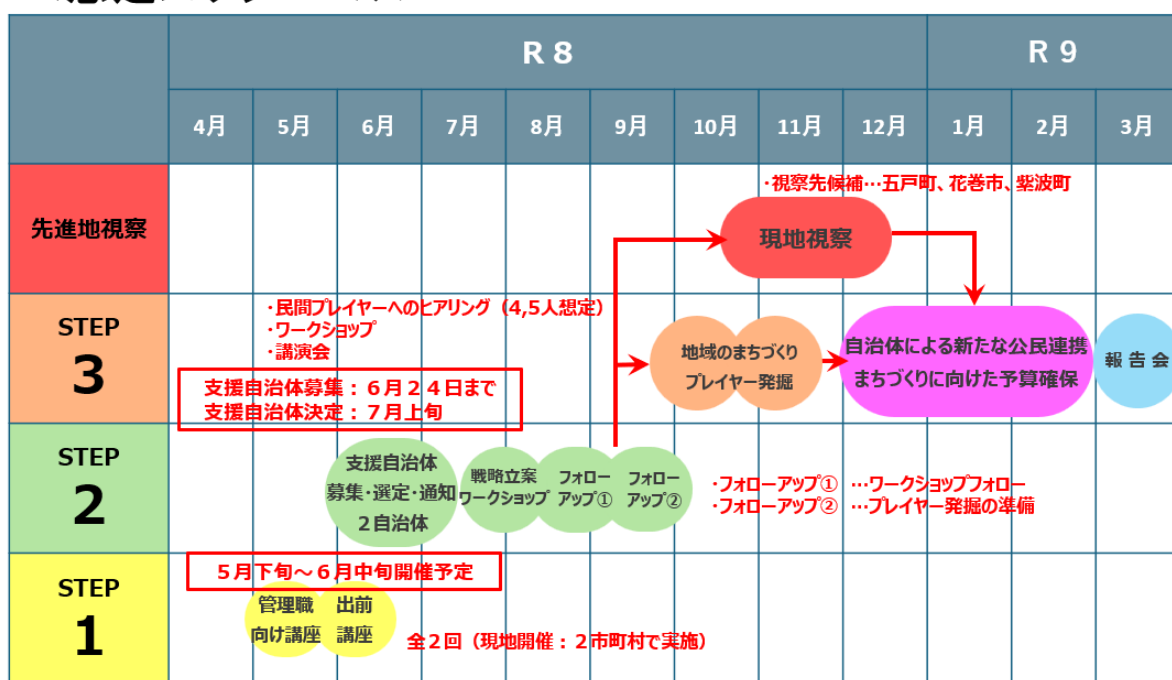
(3) 想定スケジュール

想定スケジュールは図1のとおりとする。

本プロジェクトの推進に向けた体制作り、これに係るワークショップや勉強会の開催、社会実験は市町村が主体となっていく。

このほか、新たな支援の必要が生じた場合は、別途協議により定めることとする。

<想定スケジュール>



※実施に当たっては受注者及び支援自治体と調整の上、決定する。

図1 想定スケジュール

(4) 支援期間

決定通知の日から翌年度末まで（最大2年間）

※支援に必要な費用は単年度とする。

(5) 支援対象地区の選定

応募のあった地区について、審査により決定する。なお、支援対象地区は、原則として2地区とする。

3. 審査に関する事項

(1) 審査方法

応募のあった地区について、青森県県土整備部都市計画課が設置する審査会において応募書類を審査する。

(2) 審査における評価項目及び評価基準

リノベーションまちづくり推進プロジェクト「支援対象地区」審査会設置要綱による。

(3) 審査結果

審査結果は、全応募者へ通知する。(令和8年7月頃予定)

4. 応募方法

(1) 対象者

青森県内の市町村(40市町村)

(2) 提出書類

別紙「リノベーションまちづくり推進プロジェクトに係る支援対象地区 応募様式」に必要事項を記入の上、募集期間内に下記応募先へ電子メールで提出すること。

(3) 募集期間

令和8年6月12日(金) から 令和8年6月24日(水) まで

(4) 応募先・問い合わせ先

青森県 県土整備部 都市計画課 市街地整備グループ

TEL 017-734-9682

FAX 017-734-8196

メールアドレス：toshikei@pref.aomori.lg.jp